



序章

都市計画マスタープランとは

1 策定の趣旨

2 計画の位置づけと対象

- 1 都市計画マスタープランとは
- 2 計画期間
- 3 対象区域

3 計画策定のプロセス

- 1 策定体制
- 2 策定の流れ

策定の趣旨

本市は、約400年前の江戸時代初期の町割りを基に、長い歴史の中で人々の生活が生まれ、商業、工業、学術文化、医療福祉をはじめとする諸機能が集積する津軽地域の中心都市として発展してきましたが、人口減少、少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化、環境問題の高まり、厳しい財政的な制約など、都市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、これまでのような人口増を前提とした都市づくりの見直しが必要となっています。

このような社会経済情勢の中、本市では、新たな総合計画として「地域経営」という考え方を取り入れた『弘前市経営計画』を策定し、本計画において人口の大幅な減少の抑制を地域の最重要課題に設定し、課題解決に向けた取組を「笑顔ひろさき重点プロジェクト(人口減少対策)」としてとりまとめ推進していくこととしています。(計画期間：平成26～29年度)

また、広域的な枠組みとしては、本市を中心とする8市町村で弘前圏域定住自立圏を形成し、平成24年2月に策定した共生ビジョンに基づき、圏域全体の活性化に向けた様々な連携事業に取り組んでいます。これらの実現に向けた都市計画分野における役割は大きく、目指すべき都市の姿と整備の方向性をより明確に位置づけることが必要であることから、今後の新しい都市づくりの指針となる「弘前市都市計画マスタープラン」を策定しました。



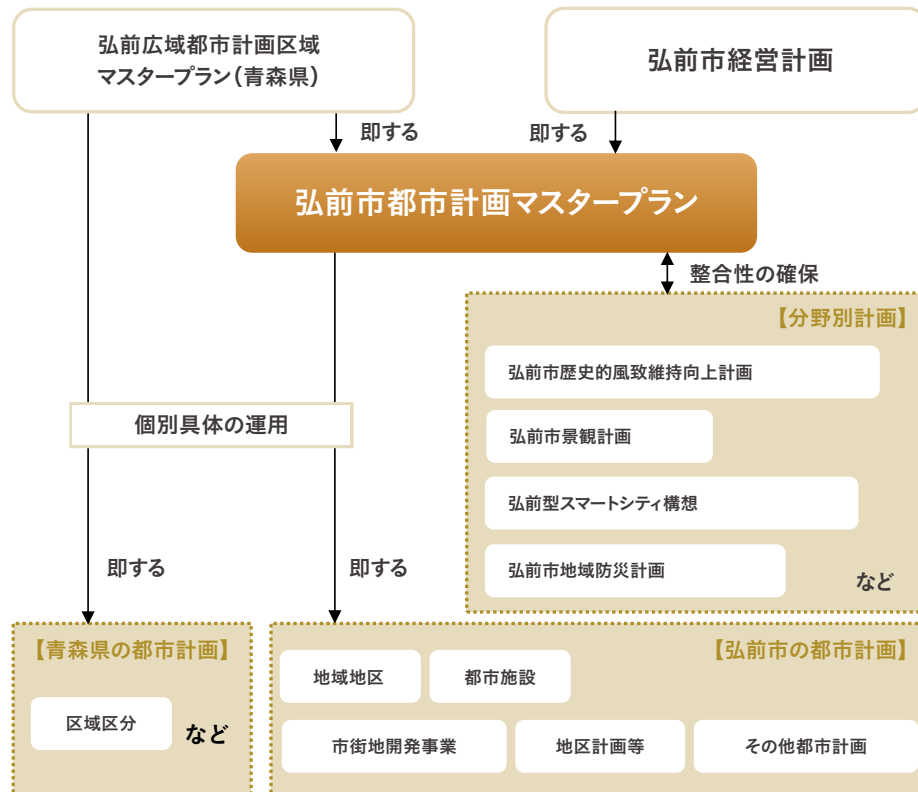
計画の位置づけと対象

1 都市計画マスタープランとは

◆ 位置づけ

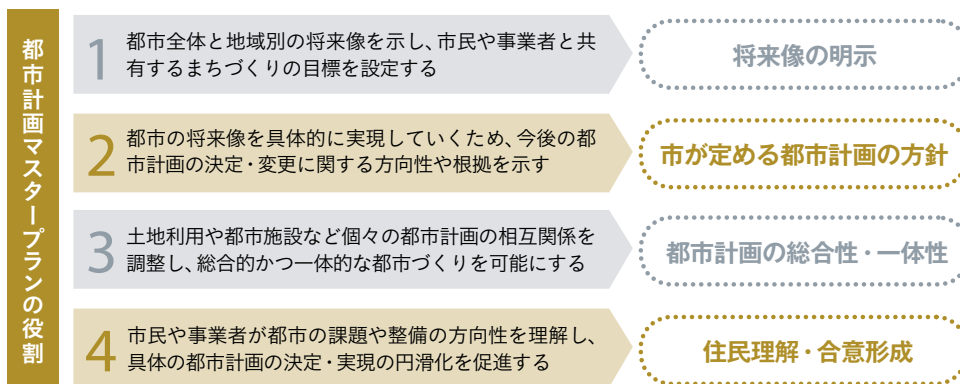
都市計画マスタープランは、都市計画法（以下、「法」という。）第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、市が克服すべき社会課題や地域づくりの目標（将来都市像）、それを実現するための行政による具体的な取組（戦略体系）を定めた「弘前市経営計画」や青森県が定める都市計画の区域の整備・開発及び保全の方針である「弘前広域都市計画区域マスタープラン（青森県）」に即して、弘前市の目指すべき都市の姿と、その実現に向けた取組の方向性を示すもので、今後の新しい都市づくりの指針となるものです。

▶図表1 弘前市都市計画マスタープランの位置づけ



◆ 役割

都市計画マスタープランとは、市町村が主体となって、市民の意見を反映して定める「都市計画に関する基本的な方針」で、次のような役割があります。



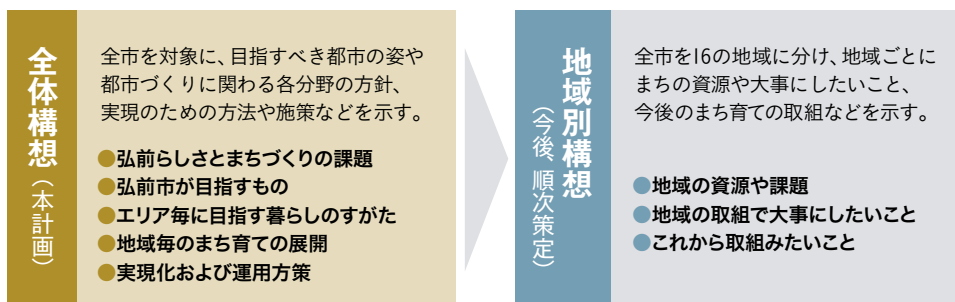
◆ 構成

弘前市都市計画マスタープランは、全市を対象に、目指すべき都市の姿とその実現のための都市づくりの方針、それらを具体的に実現していくための方法や取組などを示した「全体構想」と、全市を16の地域に分け、各地域の資源や大事にしたいこと、今後のまちづくりの取組などを示した「地域別構想」の2段階で構成します。

本計画は、都市計画マスタープランの「全体構想」を策定したものです。

地域別構想は、計画を策定する過程で住民による「まち育て^{*}」の取組を定着させ、継続的な取組になるよう、時間をかけて順次策定していきます。

※まち育て：まちの様々なことを学び、考えながら、自分たちでできることからよりよいまちづくりを目指そうとする継続的な取組を、ここでは「まち育て」といいます。いわば、親が子供を育てるように自分たちのまちを育てていくようなものです。



2 計画期間

都市計画マスタープランは、概ね20年後の都市の姿を展望した都市づくりの基本的な方向を示します。

これに基づく具体的な施策や事業については、概ね10年以内で予測しうるものを目標として示しています。

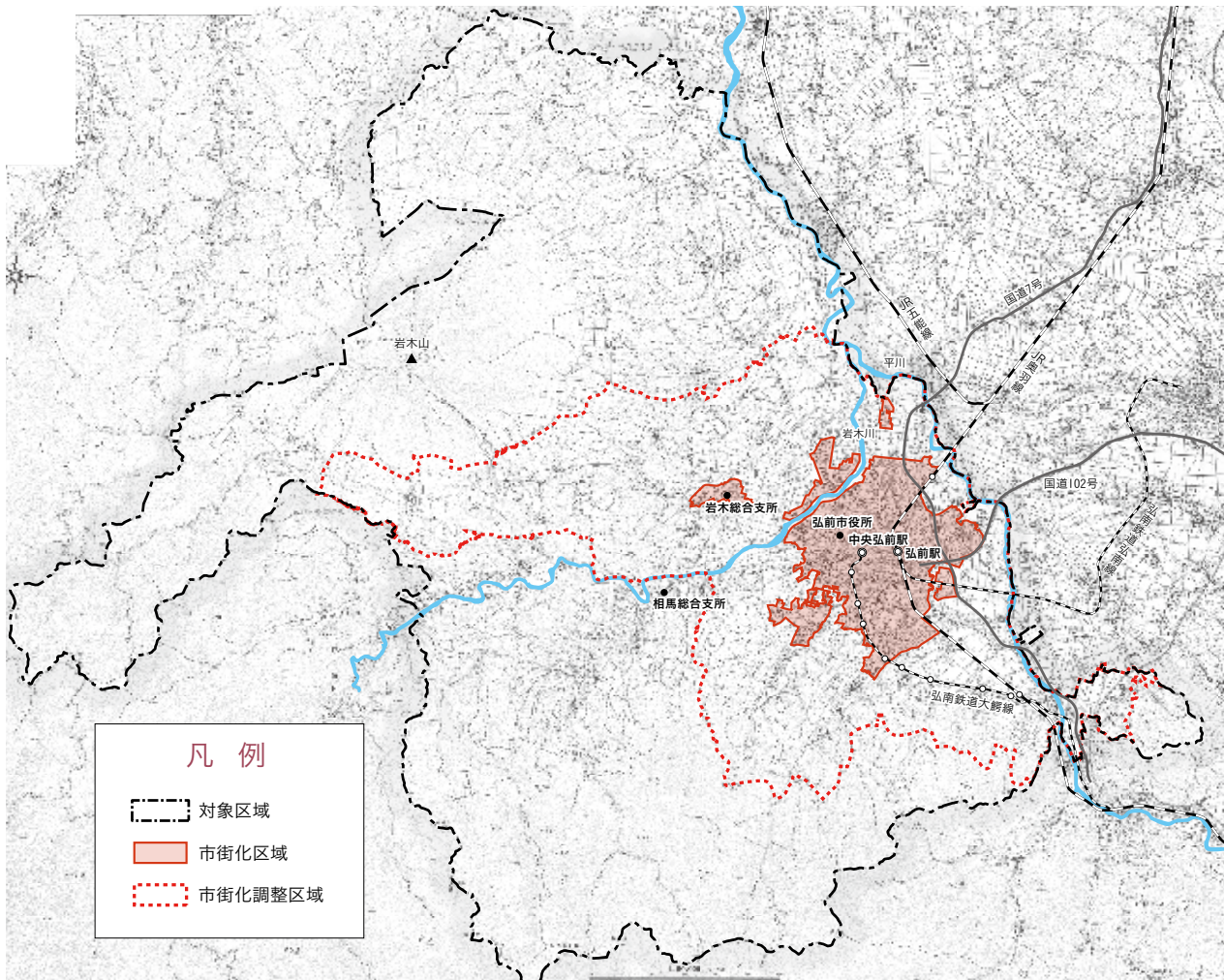
3 対象区域

弘前市都市計画マスタープランは、都市計画区域内の市町村の区域を対象として、都市計画の基本的な方向性を示すものとされていますが、都市計画区域(弘前広域都市計画区域のうち市域17,897ha)にとらわれず市域全域(52,412ha)を対象区域とします。

全域を対象とする理由としては、以下の点があります。

- ① 通勤、通学等の日常生活圏が全域に広がっており、交通体系などを全市的なネットワークとして考える必要があること
- ② 合併した旧相馬村、旧岩木町も含め、将来のまちづくりの方向性を検討する必要があること
- ③ 都市計画区域外について、都市計画の適用の必要性を検討する必要があること
- ④ 地域別構想の策定を契機に、市全域で「まち育て」の取組を展開していく必要があること
- ⑤ 都市空間のあり方を示す景観計画が全市を対象として計画策定していること
- ⑥ 市の将来のあり方については、市全域に暮らす市民の意見を聴きながら、基本的な方向を検討する必要があること
- ⑦ 都市的土地利用と農業的土地利用との健全な調和を図る観点から、全市的な広がりの中で、基本的な方向を検討する必要があること

▶図表2 対象区域



計画策定のプロセス

1 策定体制

◆ 弘前市都市計画マスタープラン策定委員会

計画策定にかかる必要事項を検討する庁内組織として「弘前市都市計画マスタープラン策定委員会」を設置しました。また、同委員会に「弘前市都市計画マスタープラン作業部会」を置き、関係部署との調整を図りながら計画の実行性を確保しました。

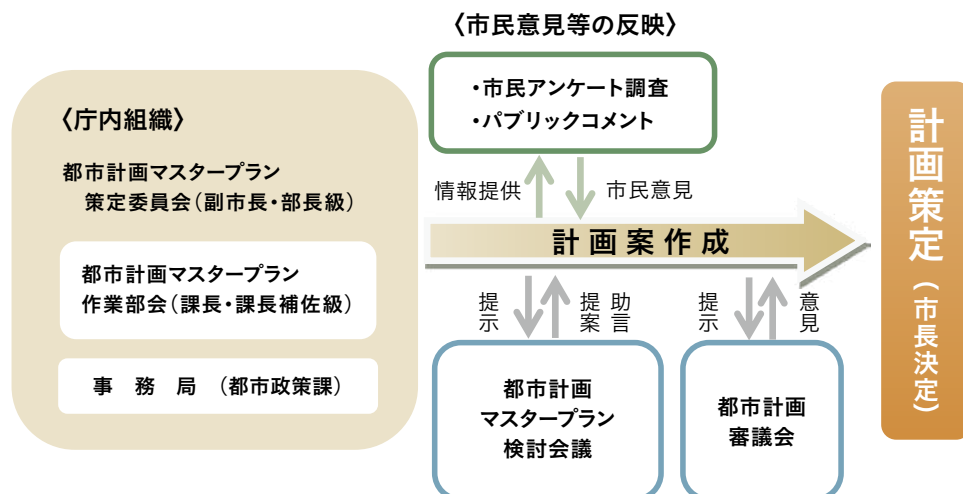
▶ 図表3 弘前市都市計画マスタープラン策定委員会

会議における役職	職名
委員長	副市長
副委員長	都市環境部長
委員	部長級13名

▶ 図表4 弘前市都市計画マスタープラン作業部会

会議における役職	職名
部会長	都市政策課長
部会員	課長・課長補佐級20名

▶ 図表5 都市計画マスタープラン策定体制



◆ 市民意見等の反映

計画素案の策定段階から、弘前市の地域特性を生かした計画づくりを目指すため、専門的な知識を有する学識経験者や関係団体の代表者、公募委員による「弘前市都市計画マスタープラン検討会議」を設置して多様な意見を伺い、「市民アンケート調査」を実施するなど、幅広く市民の意見を反映させて検討しました。

また、策定にあたっては、「計画素案に対するパブリックコメントの募集」などを実施し、市民参加型で取り組みました。

▶ 図表6-1 弘前市都市計画マスタープラン検討会議
(任期：平成24年2月14日から策定まで) (所属は策定時点)

役 職	所 属	氏 名	備 考
会 長	弘前大学大学院 地域社会研究科長 教授	北原 啓司	
会長職務代理者	弘前大学 理工学部 教授	鶴見 実	
委 員	弘前大学 人文学部 准教授	大橋 忠宏	
	弘前大学 教育学部 准教授	高瀬 雅弘	
	弘前大学 理工学部 准教授	片岡 俊一	
	青森公立大学経営経済学部 准教授	猪原 龍介	平成24年2月14日 ～平成25年3月29日
	弘前大学 人文学部 准教授	増山 篤	平成25年3月29日～
	弘前大学 農学生命科学部 教授	渋谷 長生	
	弘前市文化財審議委員 委員長	福井 敏隆	
	弘前市町会連合会 副会長	奥寺 開繁	
	弘前地区生活改善グループ連絡協議会 会長	清野優美子	
	弘前商工会議所 まちそだて課 課長補佐	木下 克也	
	(公社)弘前観光コンベンション協会 観光振興部長	白戸 大吾	
	(公社)青森県不動産鑑定士協会 会長	片桐 武志	
	公募委員	木村 大輔	
公募委員	三上 隆博		

◆ 弘前市都市計画審議会

都市計画マスタープランは、市の都市計画の指針となることから、都市計画に関する事項の市長の諮問機関である「弘前市都市計画審議会」の意見を聴き、策定しました。

▶ 図表6-2 弘前市都市計画審議会
(任期：平成27年3月2日から平成29年3月1日まで)

役 職	所 属	氏 名	備 考
会 長	弘前大学大学院 地域社会研究科長 教授	北原 啓司	
会長職務代理者	弘前市町会連合会 会長	神 忠男	
委 員	弘前大学大学院 地域社会研究科 准教授	土井 良浩	
	不動産鑑定士	齋藤 優	
	弘前市議会議員	清野 一榮	
	弘前市議会議員	伏見 秀人	
	弘前市議会議員	畑山 聡	
	弘前市議会議員	蒔苗 博英	
	青森県中南地域民局 地域整備部長	白川 裕彦	
	青森県警 弘前警察署長	桑村 弘昭	
	弘前商工会議所 会頭	永澤 弘夫	
	弘前市農業委員会 会長	下山 勇一	
	弘前市社会福祉協議会 理事	高木 弘子	
	公募委員	萩生田輝彦	
	公募委員	小山内金仁	

2 策定の流れ

▶図表7 策定の流れ

